



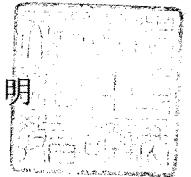
18初児生第11号  
平成18年6月5日

各都道府県教育委員会担当課長  
各指定都市教育委員会担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 眞 明



(印影印刷)

### 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例が増加していることなど、依然として深刻な社会問題となっております。

その中、近年、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号。）」（以下、「改正虐待防止法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。）」（以下、「改正児童福祉法」という。）など児童虐待防止に関する各種法改正が行われており、特に改正虐待防止法に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子ども達に接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの責務が課されております。

以上のような背景の下に、文部科学省では、昨年4月に「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」（別紙1）に委託し、改正虐待防止法及び改正児童福祉法の施行を踏まえ、学校等における児童虐待防止のための取組みの現状と課題を探り、その対処方策を検討することを目的として、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、今回、その報告書を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

貴職におかれては、本資料の内容（別紙2）及び下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、ご指導をお願いします。

## 記

### 1 虐待防止法等の趣旨の徹底：

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成12年11月20日。文生参第352号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成16年8月13日。文科生第313号。）等を参考にして、特に、以下の点についての周知徹底を図ること。

（1）児童虐待の早期発見等：改正虐待防止法上、学校及び学校の教職員は、①児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第5条第1項）、②児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第2項）、③児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第3項）などの責務が課されていること。

（2）児童虐待に係る通告：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第6条第1項）。

### 2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応：

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成16年1月30日。15初児生第18号。）及び「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）」（平成16年4月15日。16初児生第2号。）を参考にして、改めて、以下の点についての指導の徹底を図ること。

（1）学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成すること。

（2）虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は福祉事務所等へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、当該機関と連携して当該幼児児童生徒への必要な支援を行うこと。

特に、学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化することなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。

(3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

### 3 教育委員会等の責務：

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

(1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

また、学校及び教育委員会は、虐待防止ネットワークに参加するとともに、特に教育委員会は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるなどにより、日ごろから関係機関等との連携を推進すること。

(2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。

(3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。

(4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。

(5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じること。

本件担当： 児童生徒課 生徒指導企画係  
電話 03-5253-4111(内 3055)

## 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究

- 1 調査研究の実施期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日。
- 2 調査研究実施機関：学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議  
(座長：玉井邦夫(山梨大学助教授)。文部科学省委託。)
- 3 調査研究のテーマ：学校等における児童虐待防止に向けた取組に関して国内外の取組事例等の調査分析。

### 4 調査研究の趣旨：

大阪府岸和田市等における児童虐待事件をはじめ、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にある。また、改正児童虐待防止法においては、児童虐待の予防及び早期発見のための方策等について、国及び地方公共団体が調査研究等を行うべきことが規定されているところである(第4条関係)。こうした状況を踏まえ、国内・諸外国の取組等を分析・検討することなどにより、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図ることを目的とする。

### 5 調査研究の委員：

【委員】 玉井 邦夫	山梨大学教育人間科学部助教授
関口 博久	宮城教育大学教授
山下 英三郎	日本社会事業大学社会事業研究所助教授
楠 凡之	北九州市立大学文学部助教授
才村 純	日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長
高柳 佳子	静岡県健康福祉部こども家庭室長
松本 貴美子	大阪府茨木市立春日小学校長
土田 秀行	児童養護施設錦華学院院長
増田 利之	埼玉県教育局生涯学習部人権教育課主任指導主事
森田 猛志	三鷹市子ども家庭支援センター

### 6 調査研究の内容：

- ①各関係機関の取組に関する協議：各委員により各所属機関における取組を紹介し、関係機関間の連携のあり方を協議した。
- ②保育所、学校(幼稚園、小学校及び中学校)に対する書面の実態調査：厚生労働省科学研究「保育所、学校等関係機関における虐待対応の在り方に関する調査研究」により、各関係機関における虐待対応の実態や職員の意識調査等について、無作為抽出により書面調査を実施。
- ③教育委員会に対する書面による実態調査：全ての都道府県・指定都市・市町村教育委員会の虐待対応の実態について、悉皆の書面調査を実施。
- ④海外実状視察：アメリカ合衆国(シカゴ市)及びカナダ(トロント市)における児童虐待対応の実態等について、現地において各機関関係者に対するヒアリング調査を実施。

「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」（概要）  
（学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議）

1 本調査研究の趣旨：

大阪府岸和田市での児童虐待事件をはじめ児童虐待の問題は極めて深刻な状況である中、改正児童虐待防止法において、児童虐待の予防及び早期発見のための方策等について、国及び地方公共団体が調査研究等を行うべきこととされている。こうした状況を踏まえ、「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」では、文部科学省の委託を受け、各学校等における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、国内外の取組等を分析・検討した。

2 本調査研究の背景（平成16年度の児童相談所への児童虐待相談に関する処理件数等）

①児童相談所への児童虐待相談処理件数：33,408件（前年度25%増。児童虐待防止法施行前に比べ約3倍に増加。）。⇒児童虐待は引き続き予断を許さない状況が続いている。

②児童虐待の相談経路：学校が15.2%（前年度約30%増）。→学校等において児童虐待防止法に基づく早期発見・早期通告の趣旨が浸透してきている。

③児童虐待の内容：心理的虐待が前年度比約48%の大幅増。→専門家でなければ発見しにくい事例が増加している。（→学校等において外部の専門家との連携が必要）。

④主たる虐待者：実父母が83%。→学校等において、保護者への対応の観点で困難が生じる危険性が高い。

3 児童虐待防止に関する学校等の役割

※児童虐待防止法上の学校等の役割：

①早期発見のための努力義務、②発見者は、速やかに関係機関へ通告しなければならない義務、③被虐待児童生徒への適切な保護、④関係機関との連携強化、など。

- ・各教職員は「被虐待児童生徒はどの学校・どのクラスにも存在しうる」という危機感が必要。
- ・学校等は、学齢児童生徒に網羅的に目配りができ、変化に気付きやすい立場にあることを自覚し、そのような対応をすることが必要。
- ・児童虐待の抱え込む事なく、早期に関係機関に通告することが必要。
- ・校内体制を整備し、組織的に対応することが必要。
- ・関係機関との連携を強化することが必要。

4 児童虐待防止に関する学校等の取組の現状

(1) 現状に関する調査結果：

①「保育所、学校等関係機関における虐待対応の在り方に関する調査研究」(H17年度厚生労働科学研究)：

- ・学校等はネグレクトの比率が高く、心理的虐待の比率が低い。→学校等において、ネグレクトが虐待であることの意識が浸透しつつある。
- ・ケースマネジメントは、幼稚園では園長(57%)、小学校では校長(43%)、中学校では生徒指導主事(37%)が多い。→客観性の確保から、ケース管理は担任以外の者が望ましいが、そのような結果となっている。
- ・通告は中学校で82%、小学校で77%、連携は中学校で97%、小学校で96%となり、関係機関との連携の強化が顕著に進展している。
- ・学校と教育委員会との連携が5割程度であるため、両者の連携が課題となっている。
- ・児童虐待防止のための具体的なスキルの習得に関する研修が必要。
- ・通告義務等に関して無知な教職員が2~3割程度いる。→虐待防止法の制度に関する一層の周知が必要。
- ・ケースに関わった教職員の割合が3割強(前回2割)に大幅増加。→虐待を疑う視点が定着しつつあることの現れ。

②「教育委員会における取組状況調査」

- ・教育委員会への報告は、都道府県・政令市より市町村の方が進んでいる。
- ・関係機関との連携強化は、都道府県・政令市(85%)の方が市町村(64%)より進んでいる。
- ・学校単位での虐待防止法の周知活動は、都道府県・政令市が約97%(前回98%)、市町村が約86%(前回75%)。教職員単位での周知は都道府県・政令市が約85%(前回86%)、市町村が約68%(前回84%)であり、周知活動の取組は伸びていない。
- ・都道府県・政令市レベルの広報活動は平成14年度に比べ若干の進展が見られる。
- ・研修は、都道府県・政令市が57%(前回41%)、市町村が11%(前回9%)であり、若干の進展が見られる。
- ・サポートチームの形成が進んでいる地域は、学校と関係機関との連携が進み、研修の実施をはじめとして虐待対応の取組が進んでいる。
- ・市町村の規模が大きいほどネットワークの形成が進んでいる。

(2) 児童虐待防止に向けた各関係機関の具体的な対応：

各学校及び教育委員会等では以下のような取組が進められている。

①虐待防止に向けた学校の組織的な対応：

ア：虐待防止に向けた校内体制作り：関係者の役割分担の明確化し、生徒指導部を中心として保健部や教育相談部の連携のもと、学年主任や担任が一致協力して取組むような組織的な校内体制作り。

イ：教職員の意識啓発：全体の共通理解を取るための教職員研修の実施(法の趣旨と学校等の役割に関する確かな理解、子ども達の様々な問題から虐待事例を見極める力量など)。

ウ：通告等のポイント：早期発見、通告、ケース会議、一時保護、通告後の継続的指導の周知。

## ②教育委員会による学校への支援

ア：教育委員会による教職員への啓発と研修：管理職研修、虐待対応の中核となる担当者の研修、教育委員会関係者の研修、職務や経験年数に応じた研修など。

イ：支援体制の整備：関係部局との連携、指導助言、機関連携の調整、地域の教育力の向上、指導資料・学習教材の作成、相談体制の確立、人的支援、民間団体・NPOとの連携などを行っている。

ウ：広報用啓発資料の作成等。

エ：地域ネットワークの活用と調整。

## ③関係機関による連携と学校への支援：

ア：関係機関との連携：学校及び関係機関が相互の役割と限界を理解。

イ：関係諸機関とのネットワークによる連携のシステム作り：子ども家庭相談センター等で関係者が同じ場所で仕事する体制作り、関係機関との人事交流、主任児童委員・民生児童委員の活用、関係機関と共同した学校訪問や実態調査、共同での研修、など

## 5 現状の課題と今後の展望

①教員研修の一層の充実が必要。⇒虐待防止のための研修のモデル・プログラムの作成が必要。

②関係機関との連携システムの強化が必要。⇒スクール・ソーシャル・ワークに関する研究が必要。

③虐待防止法の周知徹底の強化が必要。⇒研修や協議会等を通じた指導の徹底が必要。

④実証的な調査研究が必要。⇒継続的な調査研究が必要、など。